

住所 (又は業務所 事務所など 居所など)	フリガナ 氏名
--------------------------------	------------

整理番号	一連番号
------	------

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額	事業等	①							
	業	②							
	業	③							
	不動産	④							
	利子	⑤							
	配当	⑥							
	給与	⑦							
	雑	⑧							
	総合譲渡・一時	⑨							
合計 (①から⑨までの合計)	⑩								

税金の計算	復興特別所得税額 (47) × 2.1%	④8							
	所得税及び復興特別所得税の額 (47) + ④8	④9							
	外国税額控除	⑤0							
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤1							
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (④9 - ⑤0 - ⑤1)	⑤2							
	所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤3							
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (第3期分の税額 (⑤2 - ⑤3))	⑤4							00	
還付される税金	⑤5							△	

○ 修正申告により増加する税額等

所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額	⑤6								
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額	⑤7								00

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
異動前	異動前
異動後	異動後

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	配当に関する住民税の特例	円
	非居住者の特例	
	配当割額控除額	
	株式等譲渡所得割額控除額	
事業税	寄附金控除	円
	都道府県、市区町村分 住所地の共同募金会、日赤支部部分	円
事業税	非課税所得など	円
	損益通算の特例適用前の不動産所得 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	円
	事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由		

所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑫							
	医療費控除	⑬							
	社会保険料控除	⑭							
	小規模企業共済等掛金控除	⑮							
	生命保険料控除	⑯							
	地震保険料控除	⑰							
	寄附金控除	⑱							
	寡婦、寡夫控除	⑲~⑳							0000
	勤労学生、障害者控除	㉑~㉒							0000
	配偶者(特別)控除	㉓~㉔							0000
	扶養控除	㉕							0000
	基礎控除	㉖							0000
合計 (⑫から㉖までの合計)	㉗								

税金の計算	課税される所得金額	⑨ 対応分	⑳						0000
		⑩ 対応分	㉑						0000
		⑪ 対応分	㉒						0000
	税額	⑳ 対応分	㉓						
		㉑ 対応分	㉔						
		㉒ 対応分	㉕						
		計(㉓+㉔+㉕)	㉖						
	配当控除	⑳ 対応分	㉗						
		㉑ 対応分	㉘						
		㉒ 対応分	㉙						
		計(㉗+㉘+㉙)	㉚						
		政党等寄附金等特別控除	㉛~㉜						
		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	㉝~㉞						
		差引所得税額 (㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴)	㉟						00
災害減免額	㊱								
再差引所得税額 (基準所得税額)	㊲								

申告区分	申告等年月日	年	月	日	所得種類
特例適用文	法	条	の	項	号
申告期限	年	月	日		



# 書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成□□年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
  - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
 

（注1）⑩又は⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類の特称とその所得金額を書いてください。  
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。  
 また、イからチの所得が数多くあるなど⑩又は⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

    - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
    - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
    - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
    - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
    - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
    - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、  
「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
    - ト 山林所得があるときは「山林所得」
    - チ 退職所得があるときは「退職所得」

（注2）上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
  - 「修正申告により増加する税額等」の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額⑤⑥」欄には、申告書B第一表の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額④⑤」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「所得税及び復興特別所得税の申告納税額⑤②」欄の金額を差し引いた金額を書き、「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額⑤⑦」欄には、申告書B第一表の「納める税金④⑦」欄又は「還付される税金④⑧」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤④」欄又は「還付される税金⑤⑤」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
  - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
  - 「平成□□年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
  - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
  - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

## ◎ 延滞税の計算方法

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td></tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	10,000円未満の端数切捨て	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">延滞税の割合 (注)</td></tr> </table>	延滞税の割合 (注)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">期間(日数)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td></tr> </table>	期間(日数)	確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">延滞税の額</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td></tr> </table>	延滞税の額	100円未満の端数切捨て
新たに納付すべき本税の額													
10,000円未満の端数切捨て													
延滞税の割合 (注)													
期間(日数)													
確定申告期限の翌日から完納の日まで													
延滞税の額													
100円未満の端数切捨て													
365													

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。